

避難情報について

風水害や土砂災害が発生する恐れが高まったときに、人的被害を防止するため「避難指示等」(下表参照)を町民の皆さんに防災無線・緊急速報メール・ケーブルテレビ等を通じて発令します。

発令されましたら、町が指定した避難場所や安全な場所、知人宅等へ避難するなど「命を守る行動」をとりましょう。

警戒レベル	避難情報	居住者等がとるべき行動等
5	緊急安全確保 (町が発令)	発令される状況:災害発生または切迫(必ず発令される情報ではない) 居住者等がとるべき行動:命の危険 直ちに安全確保
4	避難指示 (町が発令)	発令される状況:災害のおそれ高い 居住者等がとるべき行動:危険な場所から全員避難
3	高齢者等避難 (町が発令)	発令される状況:災害のおそれあり 居住者等がとるべき行動:危険な場所から高齢者等は避難 ※避難行動に時間要する方(高齢者や身体の不自由な方等)は、避難を開始
2	大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	発表される状況:気象状況悪化 居住者等がとるべき行動:自らの避難行動を確認
1	早期注意情報 (気象庁が発表)	発表される状況:今後気象状況悪化のおそれ 居住者等がとるべき行動:災害への心構えを高める

避難指示等の発令基準

八頭町では、皆さんの生命に危険が及ぶと判断した場合、避難指示等を発令し、皆さんに避難を促します。避難指示等を発令するときは、様々な状況を総合的に判断しますが、判断材料となるものの一部を次に示します。なお、避難指示等が発令されていなくても、危険を感じたら早めの避難をお願いします。

区分	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
水害 主な避難の対象者 洪水浸水想定区域内の方	1. 八東川・私都川で、避難判断水位を超え、なお水位の上昇の恐れがあるとき。 2. 堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき。	1. 八東川・私都川で、氾濫危険水位を超え、なお水位の上昇の恐れがあるとき。 2. 堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき。	1. 八東川・私都川で、氾濫が発生したとき。 2. 堤防が決壊したとき。
土砂災害 主な避難の対象者 土砂災害特別警戒区域・ 土砂災害警戒区域内の方	1. 土砂災害警戒情報が発表され、さらに降雨が予想されるとき。 2. 近隣で前兆現象が発見され、災害の危険性があるとき。	1. 土砂災害警戒情報発表後、さらに降雨が予想され、災害の危険性が高まったとき。 2. 記録的短時間大雨情報が発表され、さらに降雨が予想されるとき。	1. 近隣で人的被害につながるような土砂移動現象、前兆現象が発見され立ち退き避難が間に合わないとき。 2. 土砂災害が発生した、または、していると思われるとき。
その他災害	災害が発生し、または発生する恐れがある場合で人的被害の発生する可能性が高まったとき。	災害が発生し、または発生する恐れがある場合で人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき。	災害が発生し、または発生する恐れがある場合で、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合、または人的被害が発生したとき。